



薬の扱いについて

保育所等では、原則として薬を預かり投与することはしていません。しかし止むを得ない場合があるときは、保護者に代わり保育所等でも薬を服用させたり、外用薬を湿布することがあります。薬を預かる場合は、安全のため「投薬依頼票」の提出1回(1日)ずつ提出していただきます。

薬を預けるとき

1. 預かる薬は、子どもさんを受診した医師が処方し調剤したものに限りませす。
2. 症状を判断した上で、薬を与える必要がある場合は、その都度保護者に連絡することになります。
3. 預ける薬は1回ずつに分けて、当日分のみを職員に手渡してください。
4. 薬の容器や袋に、子どもさんの名前を書いてください。
5. 「投薬依頼票」は、施設にあります。与薬が必要な方は、職員にお伝えください

与薬依頼票(保護者記載用)

施設長様		令和 年 月 日
依頼者	保護者名	TEL
児童名		クラス
主治医		TEL
病名		
薬	① 依頼する薬は、平成 年 月 日に処方 ②薬の型 (粉薬・シロップ・粒・外用薬・その他) ③薬の内容 () ④投与時間 (食前・食後・その他) ⑤外用薬などの使用方法 () ⑥その他 ()	

【施設記入欄】

使用日	/	/	/	/	/	/
受領サイン						
与薬サイン						